

2024 年度  
奨学金事業募集要項

## 第1章 募集概要について

### 1. 募集期間

開始(予定)2023年11月1日

締切(予定)2023年12月31日

募集要項に基づいて当財団HPより提出書類を添付の上、応募してください。

### 2. 応募時申請書提出先及び応募問い合わせ

#### (1) 申請書提出先

- ・当財団HPより応募してください。
- ・応募時に必要な書類は、以下の通りです。

##### (ア) 推薦書(指定書式)

※指導教員が記載し、所属長(学長・学部長・研究科長)の押印のあるもの

##### (イ) 在学証明書

##### (ウ) 成績証明書

##### (エ) 住民票

※原本、マイナンバーが記載されていないもの

##### (オ) 個人情報の取り扱いに関する同意書(指定書式)

##### (カ) 誓約書(指定書式)

※推薦書は、当財団ホームページの【応募方法】から入手できます。

#### (2) 問い合わせ

- ・ご不明点や応募にあたっての詳細は当財団までご確認ください。

### 3. 奨学金額及び採択予定件数

採択件数(予定)：30名 助成金額：5万円(月) 助成期間：来年4月から1年間

## 第2章 応募資格について

### 1. 応募資格

以下のいずれにも該当し、学校からの推薦があるものとします。

ア. 広島県内及び中国・四国地方(岡山県、島根県、鳥取県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県)の大学、大学院、高等専門学校、短期大学及び専門学校に在籍するもの

#### ① 大学学部生、高等専門学校生

—給付の時期に3年生以上であること(高専は専攻科を含む)

- ②大学院生、短期大学生、専門学生
  - 給付の時期に在籍していること
- イ. 以下の分野の学部に所属している、または専門に学んでいるもの
  - ・工学、建築学
  - ・デザイン学
  - ・芸術学
  - ・経営学
- ウ. 成績が以下の基準に達しているもの
  - ① 大学学部生、高等専門学生、短期大学生、専門学生
    - 前期の GPA または GPA に相当するものが 3.0 以上
  - ②大学院生
    - 学部生時代の GPA が 3.0 以上並びに大学院における成績が優れ、将来、研究又は高度の専門性を要する職業人として活動する能力があると認められる
- エ. 向上心に富、学業優秀であり、且つ、品行方正であるもの
- オ. 奨学金を得ることで、学業や研究により一層の深化、発展が期待されるもの

### 第3章 選考方法・交付方法

#### 1. 選考スケジュール

##### 応募受付

日程：2023年11月1日～12月31日

概要：当財団の公式HPの応募フォームから申請

##### 選考

日程：2024年1月4日～2024年2月29日

概要：当財団の選考委員会で、学業成績、経済的な状況、願書等を基に総合的に選考

##### 合否通知

日程：2024年3月1日～3月8日

概要：当財団の公式HPにて合格者を公表

##### 採用者手続き

日程：2024年3月9日～3月31日

概要：マイページに振込先口座を登録

##### 奨学金給付

日程：2024年4月30日

概要：奨学金は原則として翌年3月まで直接本人に給付

## 2. 選考方法

### (1) 選考の流れ

#### ① 形式審査

提出された申請書類について、応募の要件(申請者の応募資格、必要書類の有無等)を満たしているかについて審査します。応募の要件を満たしていないものは、以降の選考の対象から除外されます。

#### ② 書面(成績・願書・推薦書)選考

申請書類を基に、外部有識者等により構成される選考委員会にて評価します。在学中の選考内容や将来性などを踏まえ、奨学金を活用してどのように社会貢献できる人材となっていきたいか、なぜその進路を希望しているのか、その進路希望に向けて過去或いは現在どのように取り組んでいるか等を確認します。

#### ③ 最終選考

形式審査及び書面選考の評価を踏まえ、選考委員会で対象者候補を決定します。

#### ④ 給付対象者決定

選考委員会で決定された給付対象者を踏まえ、当財団の代表理事が給付対象者を承認します。

### (2) 選考に関与するもの

公正で透明な評価を行う観点から、下記に示す利害関係を有する選考委員は選考に加わりません。

■申請者と親族関係にあるもの

■その他、当財団が利害関係にあると判断したもの

## 3. 奨学金の交付方法

- ・在籍する学校を通して交付等事務手続きを行います。財団から申請された本人名義の銀行指定口座に当月分を毎月末日に振り込みます。
- ・休学・停学などの状況などにより給付の休止・中止を判断することがあります。

## 4. 奨学金の休止又は中止事項の報告

・奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の支給を休止又は中止とすることがあります。財団事務局内で事情を確認し、奨学金支給の休止、中止、または再開を判断します。

- ① 3ヶ月以上の長期にわたり留学をするとき
- ② 休学又は長期にわたって学校を欠席したとき

- ③ 傷痍疾患などのため成業の見込みがなくなったとき
  - ④ 学業成績又は操行が不良等により、停学・退学・留年になったとき、または卒業見込みがなくなったとき
  - ⑤ 奨学金を必要としない理由が発生したとき
  - ⑥ 当財団が定める書類等を期日までに提出しないとき
  - ⑦ 前各号のほか、奨学生をして適切でない事実があったとき
  - ⑧ 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- ・上記に該当することとなった場合、在籍する学校を通じて速やかに状況説明書（生活状況報告書）をご提出ください。当財団事務局で確認のうえ、対応を決定いたします。

## 5. その他

- ・当財団に登録した内容（氏名、住所、電話番号、口座番号等）に変更があった場合、在籍する学校を通じて速やかにご連絡ください。